

芦屋市 介護予防・日常生活支援総合事業 の概要及び実施状況について

平成29年9月11日
芦屋市福祉部高齢介護課

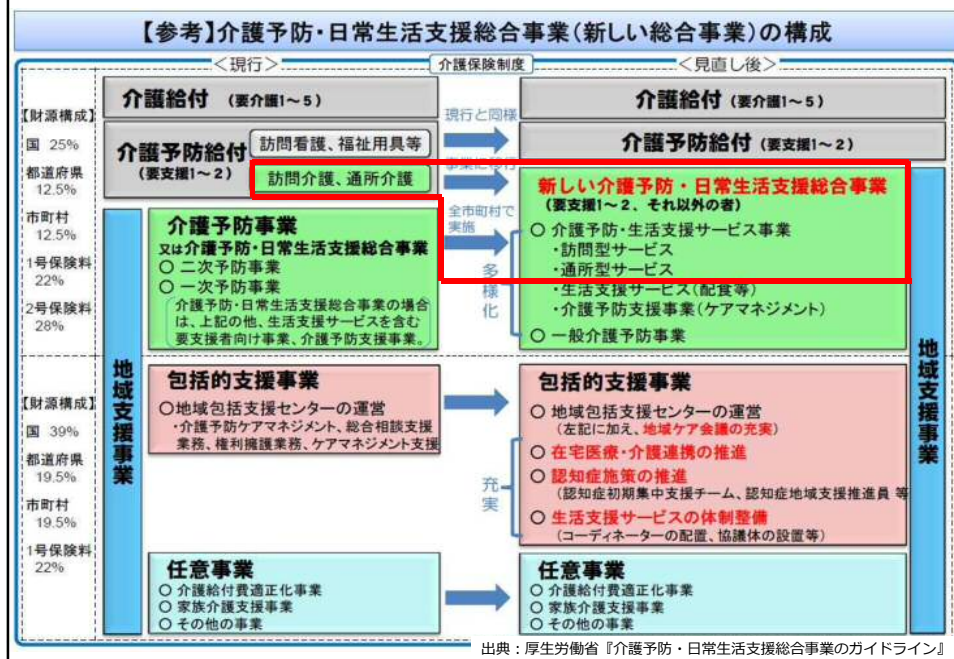
介護予防・日常生活支援総合事業とは①

○平成27年度介護保険法の改正により、高齢者等の介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」が創設され、市の事業として多様なニーズに応じてサービスを提供できるようになりました。

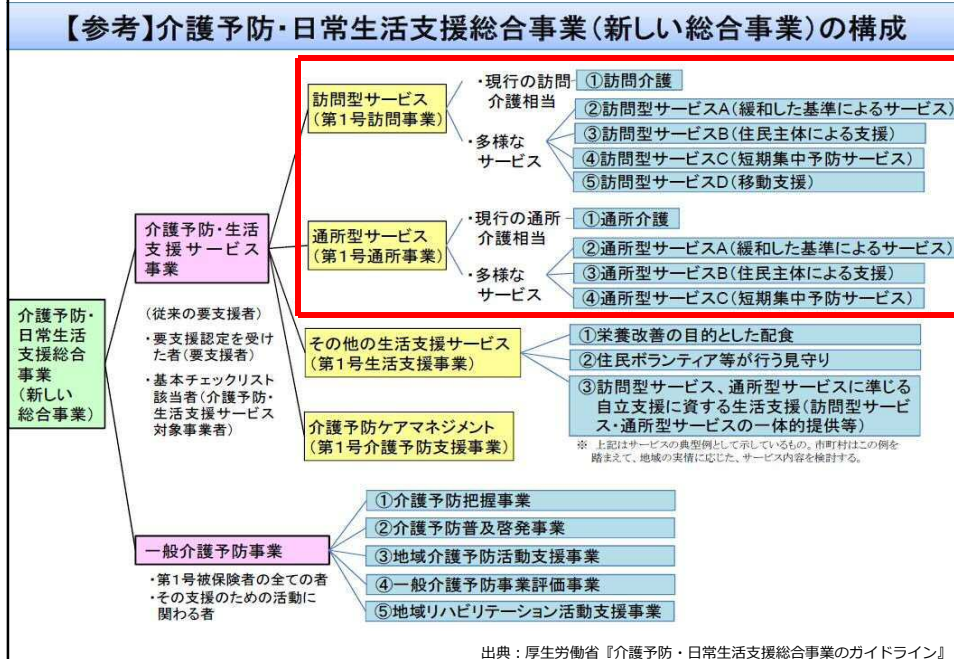
芦屋市では、平成29年4月1日より「総合事業」が始まりました。

○「総合事業」は、地域の様々な主体が協力して、高齢者等の介護予防と生活支援を一体的に切れ目なく提供し、高齢者等が地域で自立した生活を続けられるように支援するものです。介護保険制度の事業の一つに位置づけられています。

介護予防・日常生活支援総合事業とは②



介護予防・日常生活支援総合事業とは③



総合事業の創設の背景について①



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「費用負担者(被保険者・納税者)」・「介護従事者(専門職)」・「家族介護者」の不足が予測されます。

⇒どんどん重くなる支え手1人に対する負担にどうやって対処していくのが重要となります。

総合事業の創設の背景について②

図表 人口の将来推計（本市の独自推計）



(資料) 芦屋市将来人口推計報告書(平成27年3月)

【参考】平成29年4月1日現在(住民基本台帳人口より)

- 人口95,740人(男43,420人,女52,320人)
- 世帯数44,113世帯 ■高齢者数26,779人(高齢化率27.97%)

総合事業創設の背景のまとめ

1. 「人口減少」 + 「高齢者の増加」

⇒「担い手の減少」 + 「支援を必要とする方の増加」

いままで介護やケアの担い手であった専門職や家族の方が高齢化するとともに、担い手の方の数自体も少なくなります。

<必要な取組>

- ①できる限り高齢者の方が**元気で暮らし続ける**。
- ②**高齢者の方も、支援が必要な方を支え**，生活支援などの担い手にもなれる。

2. 高齢者のみの世帯が増加

⇒**高齢者の日常生活支援のニーズが増大**

⇒2025年には世帯数全体に占める**高齢者のみの世帯の割合が4分の1**を超える見込みです。一方、多くの方が「**自宅での介護**」を希望しています。

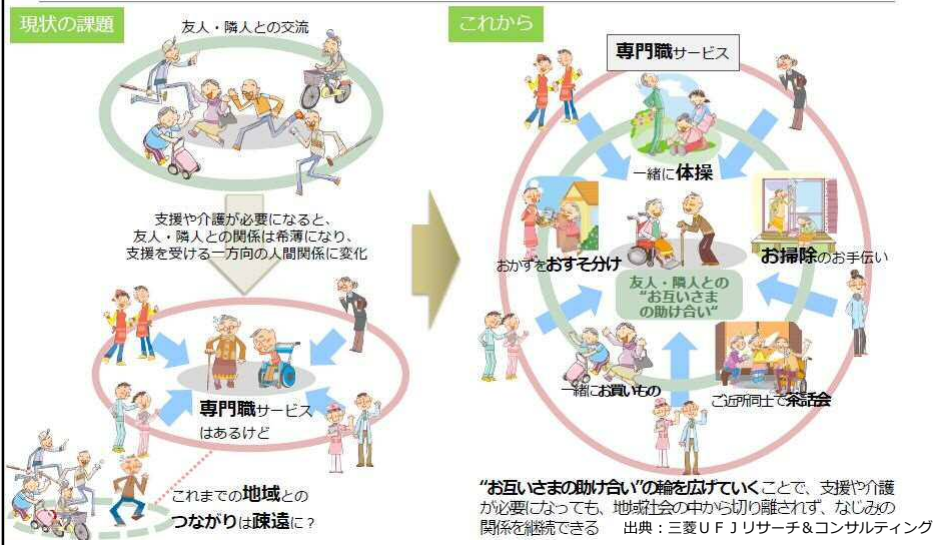
<必要な取組>

- ①介護が必要な状態になっても、**住み慣れた地域で生活**を続けることができる。
- ②**様々な団体や方々による地域の支え合い**の取組を促進する。

総合事業の目的

IV 総合事業は地域づくりです

1. 地域生活は専門職だけでは支えられない → 近所からボランティア、専門職までみんなで支える



芦屋市の総合事業実施の基本的な考え方

介護予防（活動的生活の継続による介護予防の強化）

- 自分のしたい活動や普通の生活を継続することで、結果的に「介護予防」「閉じこもり予防」「孤立予防」「地域の見守り」に貢献します。
- 将来的には、地域での「助けあい」「支え合い」への基盤になるとともに、本人の自発性に基づく活動は、**本人の役割や出番づくりなどの社会参加**につながります。

生活支援（専門職以外の生活支援の担い手の確保）

- 多様な主体による多様な生活支援を地域の中で確保し、**介護専門職は、身体介護を中心とした中重度支援に重点化**を進めます。
- 多様化する高齢者の生活支援ニーズに応えるためには、住民やボランティア、民間企業等の**多様な主体による生活支援体制を地域に構築**していくことが不可欠。

総合事業開始による変更点

事業対象者とは

- 要介護・要支援認定に加えて、「事業対象者」の区分が新設
- 平成29年4月から芦屋市で開始する総合事業のみを利用することができる新しい判定区分（1号被保険者）
- 25の質問項目がある基本チェックリストを記入し、事業対象の基準に該当した方のことです。
- 事業対象者は総合事業のサービスは利用できますが、予防給付のサービスは利用できません。※新規の事業対象者は生活支援型訪問サービスのみ利用できます。予防専門型サービスが利用できるのは、介護認定をお持ちの方が継続して事業対象者になった場合のみです。

総合事業が利用できる方

- 要支援認定者 … 要支援1または要支援2と認定された方
- 事業対象者 … 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストを活用し、サービスを提供する必要がある事業対象者と判断された方
※事業対象者には有効期間の設定はありません。

訪問型サービスの概要

訪問型サービス（ホームヘルプ）

※各サービスについて、別途、
加算がある場合もあります。



● 予防専門型訪問サービス (介護予防訪問介護相当)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。

★自己負担の目安（1カ月につき）

	1割負担	2割負担
週1回程度の利用	1,291円	2,582円
週2回程度の利用	2,581円	5,161円
週2回程度を超える利用 (要支援2のみ)	4,093円	8,186円

● 生活支援型訪問サービス

市が定める研修を受けた者等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。

【サービス提供時間：45分から60分】

新規

★自己負担の目安（1回につき）

	1割負担	2割負担
週1回程度の利用 (月5回まで)	221円/回	442円/回
週2回程度の利用 (月10回まで)		

訪問型サービスの基準等について①

項目	予防専門型訪問サービス 訪問型サービス（現行相当）	生活支援型訪問サービス 訪問型サービス（基準緩和）
サービス内容	訪問介護員等(介護福祉士、介護保険法(以下法)第8条第2項に規定する政令で定める者)による ○身体介護○生活援助等	従事者(介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める研修を修了した者をいう。)による ○生活援助のみ：45分から1時間
対象者となるケースとサービス提供の考え方	○既にサービスを利用している ○身体介護を要する ○退院直後や心肺に疾患を有する不安定な身体状況 ○認知機能の低下や精神疾患を有する等により日常生活に支障がある ※上記のような場合で、有資格者等による対応が望ましいと適切にアセスメントされたケース	○必要なサービスが生活援助のみ ○本人及び家族の心身の状況が有資格者等による見守りや対応を必要としないケース
人員基準 設備基準 運営基準	(現行の介護予防訪問介護の基準同様)	(現行の介護予防訪問介護の基準を一部緩和) ○サービスを提供する従事者について、有資格者等だけでなく、市長が別に定める研修を修了した者を含める。また、員数についても必要数とする ○訪問事業責任者について、訪問型サービス又はこれに準ずるサービスに1年以上従事した経験を有する場合は、研修修了者でも可とする。 ○管理者について、常勤でなくともよいとする。等

訪問型サービスの基準等について②		
項目	予防専門型訪問サービス 訪問型サービス（現行相当）	生活支援型訪問サービス 訪問型サービス（基準緩和）
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合 （原則1割、一定以上所得者は2割）	
限度額管理	限度額管理の対象・国保連で管理	
支払方法	国保連経由で審査・支払	
実施方法	事業者指定	
算定単位	月包括単価	利用1回ごとの出来高払い
単価	週1回程度 1, 168単位/月 週2回程度 2, 335単位/月 週2回超 3, 704単位/月 ※週2回超は、要支援2の認定者のみ	週1回程度（月5回まで） 200単位/回 週2回程度（月10回まで） 200単位/回
	加算及び減算 ① 初回加算 ② 生活機能向上連携加算 ③ 介護職員処遇改善加算 ④ サービス提供責任者の要件による減算 ⑤ 同一建物減算	加算 ①初回加算

通所型サービスの概要

通所型サービス（デイサービス）


● 予防専門型通所サービス
（介護予防通所介護相当）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

★自己負担の目安（1カ月につき）

※別途、加算がある場合もあります。

	1割負担	2割負担
要支援1・事業対象者	1,759円	3,518円
要支援2	3,607円	7,214円



通所型サービスの基準等について	
項目	予防専門型通所サービス 通所型サービス（現行相当）
サービス内容	○旧来の介護予防通所介護と同様のサービス
対象者となる ケースとサービス 提供の考え方	○すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が 必要なケース ○入浴、排泄、食事等の介助が必要なケース
人員基準 設備基準 運営基準	(旧来の介護予防通所介護の基準と同様)
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合 (原則1割、一定以上所得者は2割)
限度額管理	限度額管理の対象・国保連で管理
支払方法	国保連経由で審査・支払
実施方法	事業者指定
算定単位	月包括単価
単価	要支援1・事業対象者 1,647単位/月 要支援2 3,377単位/月 ※原則週2回程度は、要支援2の認定者のみ 加算 (旧来の介護予防通所介護と同様)

総合事業サービスの実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 指定状況・・・生活支援型は市内6事業所 事業対象者・・・8月中旬までに220名越え 利用状況・・・“例外”利用含めた予防専門型サービスの利用があるほか生活支援型サービスを63名が利用 (H29.6月分給付実績より)

問い合わせ先

○総合事業の概要・下記以外の内容に関すること

担当：芦屋市福祉部地域福祉課地域支援係

TEL：0797-38-2040／FAX：0797-38-2060

○事業者指定に関すること

担当：芦屋市福祉部社会福祉課管理係

TEL：0797-38-2153／FAX：0797-38-2160

○サービス費用の請求に関すること

担当：芦屋市福祉部高齢介護課管理係

TEL：0797-38-2046／FAX：0797-38-2060

○サービス利用に関すること

担当：芦屋市福祉部高齢介護課介護保険事業係

TEL：0797-38-2024／FAX：0797-38-2060

○研修の申込に関すること

〒659-0062 宮塚町2番2号 芦屋市シルバー人材センター

TEL：0797-32-1414／FAX：0797-31-9223

ご清聴ありがとうございました